

## 募集のご案内

令和元年 6 月  
世田谷区営・区立住宅  
～高齢者単身向け～  
ポイントと抽選の組合わせによる  
あき室入居登録者の募集

申込者の住宅状況を書類審査して住宅困窮度の高い人を選び、抽選と資格審査・住宅調査で住宅使用予定者を決めて登録していくものです。

募集人数：26 人 (26 戸)

申込書  
配布期間

令和元年 6 月 3 日 (月) ～ 11 日 (火)

申込書  
受付期間

令和元年 6 月 3 日 (月) ～ 14 日 (金)

申込方法

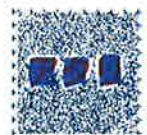
- ①申込みは郵送のみで、令和元年 6 月 14 日 (金) までに世田谷区営住宅等窓口センターに届いたものが有効です。
- ②申請書の 1 ヶ所に 62 円切手を貼ってください (切手の貼られていないもの、不足しているものは審査結果等の通知をしません。)
- ③定められた封筒に申込用紙を入れ、82 円切手を貼り、必ず郵送してください。

ご注意

- ①申込みは、1 世帯につき 1 通です。重複申込みをしたときは、全部の申込みを無効とします。
- ②申込後の変更・訂正は認められませんので、申請書の記入には十分注意をしてください。

《お問い合わせ先》

(指定管理者) ㈱東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター  
〒158-0097 世田谷区用賀 4-13-3 用賀薬局ビル 2F  
電話 03 (6805) 6523



区営・区立住宅募集の申請書の受付事務等は、㈱東急コミュニティー世田谷区営住宅等窓口センターが取り扱います。

# ポイント併用方式による募集とは

- ①抽選のみの募集ではありません。
- ②住宅状況申告書に記載された、現在住んでいる住宅の広さ、設備、環境等により住宅困窮度を判定し、一定以上の判定を得た申請者を選びます。(一次審査通過者)。  
※非通過者は「低順位(選外)」のお知らせをします。抽選の選外通知と同じです。
- ③一次審査通過者の中で抽選を行います。募集人数と同数人数を資格審査対象者を選びます。  
※抽選で資格審査対象者に選ばれなかった方は「選外」のお知らせをします。
- ④二次審査対象者については、住宅の申込資格の審査と住宅調査を行います。  
※住宅調査は、係員がお伺いして住宅を調査し、住宅困窮度を再審査します。
- ⑤住宅の申込資格の審査を通った方を、住宅使用予定者に登録します。  
※不合格の方は、その旨、お知らせします。
- ⑥あき室の発生に応じて、登録順位の高い方から住宅を紹介し、入居を決めます。  
※あき室が出たらその都度住宅を紹介します。住宅の指定はできません。  
登録の有効期間は、令和元年12月31日までです。ご承知おきください。

# 申し込みについて

(1)から(3)の順にしたがって、それぞれの内容をよくお読みください。

- (1) 下記の申込資格を確認してください。
- (2) 世帯の所得が基準内であるか計算してください。(7～12ページ参照)
- (3) 申請書を作成してください。
  - ①書き方の見本は14～15ページにあります。
  - ②住宅状況申告書は記入漏れの内容に注意してください。
  - ③この募集では住宅の指定はできません。

# 申込資格

申込みができる方は、つぎの1～5の全てにあてはまる必要があります。

## 1. 現に住宅に困っていること

- (1)自家所有者は、原則として申込みできません。ただし、つぎのいずれかに該当する場合に限り、申込みことができます。
  - ㊦ 住宅が著しく老朽化していて、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営住宅に入居後2ヶ月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本を提出できる場合。  
⇒二次審査の時に取り壊しの契約書等の提出が必要です。
  - ㊧ 正当な事由による立ち退き必要などにより自家所有者でなくなる場合。  
⇒二次審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等が必要です。
- (2)世田谷区営住宅・世田谷区立住宅・せたがやの家高齢者単身者向け住宅の入居者は申込みできません。

## 2. 申込者は65歳以上の単身者であること

申込者は、65歳以上(昭和29年6月12日以前生まれ)の現にひとり暮らしであること(申込時に同居している親族がない)。身体上又は精神上に著しい障害があるために常時介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格になります。

※夫婦が別居する申込みはできません。

※親族と同居している方は、つぎのいずれかに該当する場合に限り申込みます。

㊦居住している住宅が狭い

一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁心）	一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁心）
2人	29㎡未満	5人	56㎡未満
3人	39㎡未満	6人	66㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

①離婚予定の方（資格審査時に離婚の成立が確認できる場合。ただし、現在の同居親族が配偶者だけの場合に限ります）

②同居親族の結婚転出、遠隔地（おおむね2時間以上）への転勤又は就職により単身となる場合で、資格審査時にそのことが確認できること。

### 3. 申込者は世田谷区内に引き続き3年以上居住していること

申込者は平成28年6月12日以前から申込みの日まで世田谷区内に引き続き居住し、そのことが住民票又は外国人登録原票記載事項証明書で確認できること。

※外国人については、在留資格が確認できること。

### 4. 申込者の世帯の所得が基準内であること

所得金額が0円～2,568,000円の基準内であること。

※①申込者に所得税法上の扶養家族がいる場合は、該当者1人につき38万円ずつ加算してください。

②区立高齢者借上げ集合住宅については、収入額が4,000,000円以下であること。

### 5. 申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

## ■住宅の斡旋について

①あき室が発生する都度、住宅使用者登録の高い順に住宅の斡旋をしますので、住宅の指定はできません。

②あき室が少ない場合、住宅の斡旋まで6ヶ月以上の期間がかかることも予想されます。

## ■引越をした場合

申込み以降に引っ越しをした場合は、無効（失格）になります。

## ■住宅使用予定者について

### 1. 斡旋された住宅を辞退したら

①特別な事情があると認められる場合を除き、再度の斡旋はしません。

②住宅使用予定者の登録がなくなります。

### 2. つぎの場合は、住宅使用予定者の登録が取り消されます

①斡旋された住宅への入居を辞退した場合。ただし、事情があると認められる場合を除く。

②親族等と同居した場合

③住宅の所有者になった場合

④引っ越しをした場合

⑤病気・ケガ等で入院し、退院の見込みがない場合

⑥死亡した場合

⑦登録の辞退を届けた場合

# あっせんする住宅

現在、あきがある住宅ではありません。あき室の発生に応じて、住宅使用予定者の登録順位の高い方からあっせんをします。住宅の指定はできません。

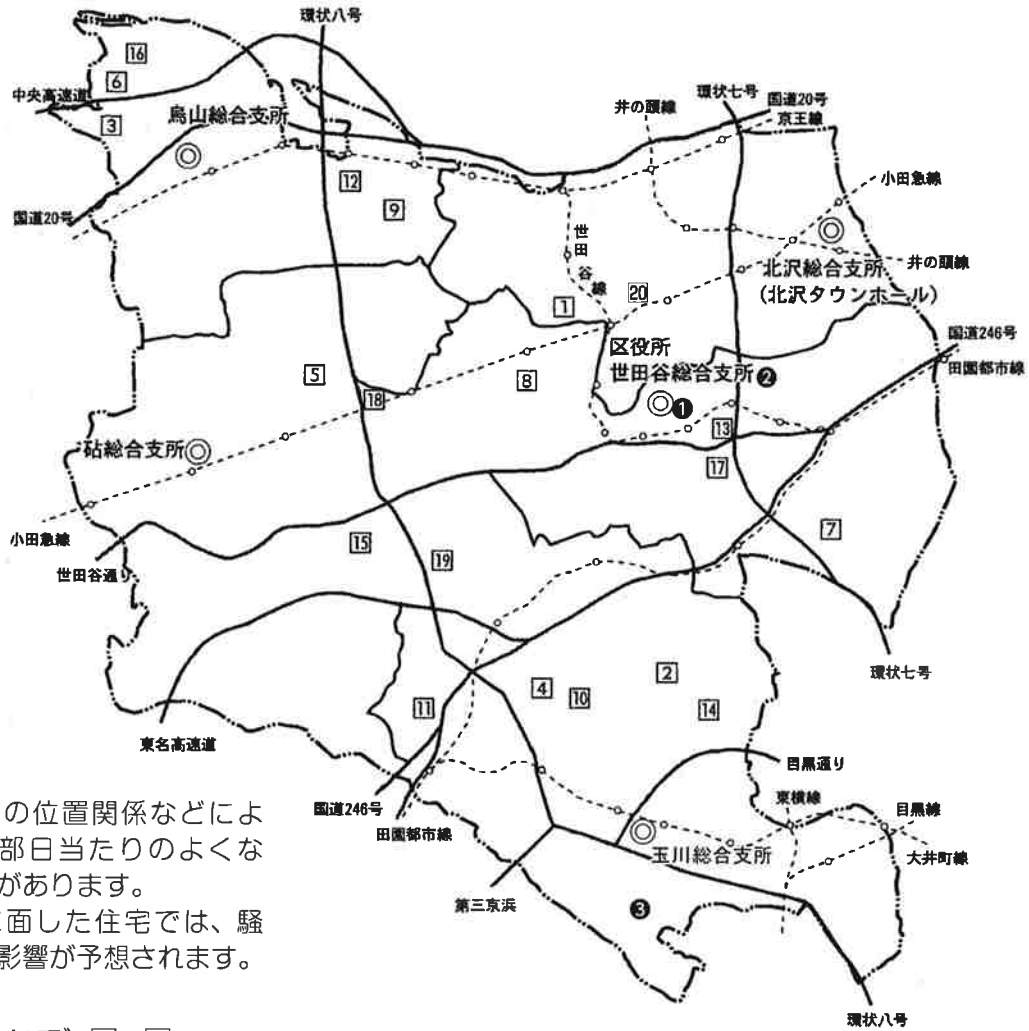
## 1 区営住宅

番号	住宅名	所在地	戸数	間取り	面積 (㎡)	住戸の階層	エレベーター	駐車場	予定使用料 (月額)	共益費
①	赤堤一丁目アパート	赤堤 1-37-11	13	1DK	35.9	1~3	有	有	22,000 ~ 43,200 円	3,000 円
②	深沢四丁目アパート	深沢 4-17-1	14	1DK	37.6	2~5	有	有	23,000 ~ 45,600 円	3,000 円
③	シティコート世田谷給田	給田 5-8-5 (E棟)	30	1DK	35.5・36.9	1~8	有	有	21,100 ~ 41,400 円	6,000 円
④	上野毛福寿荘	上野毛 4-14-7	13	1DK	31.9・32.8	1・2	有	有	19,600 ~ 39,500 円	6,000 円
⑤	リラ相師谷	相師谷 5-2-16	13	1DK	30.2・34.3	1~3	有	有	18,000 ~ 40,100 円	6,000 円
⑥	フローレル北烏山	北烏山 8-4-12	14	1DK	33.0	2~4	有	有	19,300 ~ 37,900 円	6,000 円
⑦	パークサイド野沢	野沢 3-3-12	5	1DK	33.1・34.2	2~4	有	無	20,500 ~ 41,700 円	6,000 円
⑧	アザレア経堂	経堂 1-6-16	16	1DK	32.3	2~6	有	有	20,000 ~ 39,400 円	6,000 円
⑨	アーク上北沢	上北沢 1-25-14	11	1DK	33.9	1~4	有	有	20,700 ~ 40,600 円	6,000 円
⑩	中町四丁目アパート	中町 4-15-6	12	1DK	38.6・38.7	2・3	有	有	23,900 ~ 47,000 円	6,000 円
⑪	玉川三丁目アパート	玉川 3-27-1	31	1DK	35.6	1~5	有	有	21,900 ~ 43,100 円	6,000 円
⑫	八幡山慶明館	八幡山 3-18-19	29	1DK	33.4	1~3	有	有	20,300 ~ 39,800 円	6,000 円
⑬	ユアーズ若林	若林 3-4-10	13	1DK	32.3	1~3	有	有	19,800 ~ 38,900 円	6,000 円
⑭	ブラン深沢	深沢 1-9-17	23	1DK	34.5	1~3	有	無	21,200 ~ 41,600 円	6,000 円
⑮	ホープ大蔵	大蔵 1-3-28	16	1DK	33.6	1~3	有	有	19,500 ~ 38,400 円	6,000 円
⑯	コスモ北烏山	北烏山 7-10-5	17	1DK	33.7	1~3	有	有	20,100 ~ 39,400 円	6,000 円
⑰	上馬四丁目アパート	上馬 4-37-1	28	1DK	31.9	1~6	有	有	19,000 ~ 37,400 円	500 円
⑱	桜丘五丁目第2アパート	桜丘 5-45-2	20	1DK	34.3	1~4	有	有	20,400 ~ 40,200 円	500 円
⑲	上用賀五丁目アパート	上用賀 5-14-1	16	1DK	37.0	3~8	有	有	21,900 ~ 43,100 円	500 円
⑳	豪徳寺アパート	豪徳寺 1-34-2	14	1DK	34.0・32.2	3・4	有	有	20,000 ~ 41,600 円	3,000 円
		合計	348 戸							

## 2 区立高齢者借上げ集合住宅

番号	住宅名	所在地	戸数	間取り	面積 (㎡)	住戸の階層	エレベーター	駐車場	予定使用料 (月額)	共益費
①	世田谷住宅	世田谷 4-15-3	9	1K	25.8・30.2	2	有	無	P5《別表》の通り	なし
②	太子堂住宅	太子堂 5-24-20	10	1K	24.7~29.3	2・3	有	無		
③	玉堤住宅	玉堤 2-3-1	10	1K	27.9・29.7	2・3	有	無		
		合計	29 戸							

# 《高齢者住宅マップ》



- ※ ①隣家との位置関係などにより、一部日当たりのよくない住宅があります。
- ②道路に面した住宅では、騒音等の影響が予想されます。

## 《区営住宅について》①～②⑩

- ◇UR借上げ住宅 — シティコート世田谷給田
- ◇直 営 — 赤堤一丁目アパート・深沢四丁目アパート・中町四丁目アパート・玉川三丁目アパート・上馬四丁目アパート・桜丘五丁目第二アパート・上用賀五丁目アパート・豪徳寺アパート
- ◇民間借上げ — 上記以外

## 《高齢者借上げ集合住宅について》①～③

- ◇共益費はいただきませんが、廊下や敷地内の清掃は入居者に行っていただきます。
- ◇前年中の収入が、3,614,000円以下の方については下記別表の金額に減額します。

### 《別表》

入居者の前年の収入額	減額後の住宅使用料	入居者の前年の収入額	減額後の住宅使用料
0 ～ 504,000	10,000円	1,944,001 ～ 2,265,000	37,500円
504,001 ～ 852,000	13,500円	2,265,001 ～ 2,586,000	42,000円
852,001 ～ 1,200,000	17,000円	2,586,001 ～ 2,907,000	46,500円
1,200,001 ～ 1,368,000	21,000円	2,907,001 ～ 3,228,000	51,000円
1,368,001 ～ 1,572,000	25,000円	3,228,001 ～ 3,614,000	55,500円
1,572,001 ～ 1,758,000	29,000円	3,614,001 ～ 4,000,000	60,000円
1,758,001 ～ 1,944,000	33,000円		

※生活保護受給者は、生活保護法による住宅扶助に係る知事承認額と使用料のいずれか低い額が住宅使用料となります。

## ■入居にあたっての注意事項

- ① 使用料のほかに共益費の負担があります。
- ② 保証金として使用料の2ヶ月相当額を入居前に納付していただきます。
- ③ 入居にあたり、連帯保証人1名が必要です。この際、連帯保証人になる方の印鑑証明書、所得を証明する書類を提出していただきます。  
※連帯保証人の資格は次のとおりです。
  - (1) 日本国に住所を有する成人
  - (2) 毎月継続した収入があり、年間所得金額1,248,001円（給与所得者の場合は、支払金額が2,044,000円）以上の方
- ④ シルバーピア住宅（高齢者集合住宅）の使用権の承継は、できません。
- ⑤ 単身者世帯向け住宅の使用者が結婚する場合、住宅を明け渡していただきます。この場合、他の区営・区立住宅を世田谷区があっせんします。
- ⑥ 使用料または共益費を3ヶ月以上滞納した場合、その他、区営住宅の管理上支障があると認められる場合は、住宅を明け渡していただきます。
- ⑦ 犬、ネコなど、動物の飼育はできません。鳴き声、においなどほかの入居者の迷惑になります。
- ⑧ エントランス、階段、廊下、集会室（談話室）、敷地内通路等の共用部での喫煙はできません。また、専用使用部分であっても各住戸のベランダ（バルコニー）での喫煙はできません。
- ⑨ **住宅にかかる損害保険等は、入居者ご自身で契約していただきます。**
- ⑩ 共同生活をする上で、他の居住者などに迷惑をかけないように、ルールやマナーをお守りください。
- ⑪ **建物の清掃、中低木の植栽管理は入居者にも協力いただきます。**
- ⑫ 住宅ごとに各々の取り決めや会費の徴収があります。
- ⑬ 区営住宅入居後、毎年、収入を証明する書類等を提出していただきます。（収入報告に基づき収入超過者あるいは高額所得者と認定された場合は、近隣の民間賃貸住宅の家賃なみに金額が引き上げられることがあります。）

# 所得の見方

## 給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので、注意してください。

8～9ページをご覧ください。

## 事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。これらの所得は、確定申告書でお確かめください

10ページをご覧ください。

## 年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

11ページをご覧ください。

## ★所得としないもの

- ① 次の収入は0円とし、所得となりません。  
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。

## ★特別控除について

所得基準を超過していると思っても、特別控除金額を控除することによって所得基準にあてはまる場合があります。12ページの表を見て計算してください。



# 給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

## ① 現在の勤め先へ就職した日が 平成 30 年 1 月 2 日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年月		
年月		
年月		
年月		
年月		
年月		
年月		
年月		
年月		
年月		
年月		
年月		
合計	収入計	賞与計

次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日が平成 30 年 1 月 2 日～平成 30 年 6 月 1 日までの方  
〔平成 30 年 6 月から令和元年 5 月までの合計となります。〕

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が平成 30 年 6 月 2 日以降の方

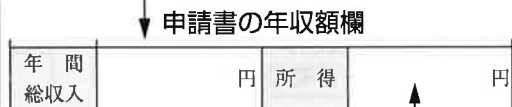
就職した翌月から令和元年 5 月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを 12 倍します。それに、その間の賞与を加えます。

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ 1 か月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を 12 倍してください。

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$



下段で計算した所得金額を記入してください。

※病気等により、1 か月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。  
※ 2 か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

### ◎年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分により、年間総収入額を所得金額に換算してください。

年間総収入額が、

(1) 0 円～ 1,627,999 円の方 \_\_\_\_\_

(2) 1,628,000 円～ 6,599,999 円の方 → 4,000 円単位で端数整理します。 \_\_\_\_\_

〔例〕年間総収入額が 2,386,998 円の場合

$$\boxed{\text{年間総収入額}} \quad 2,386,998 \text{ 円} \div 4,000 \text{ 円} = \boxed{596.7495} \text{ 小数点以下切捨} \rightarrow \boxed{596} \times 4,000 \text{ 円} = \boxed{\text{端数整理後の額}} \quad 2,384,000 \text{ 円}$$

(3) 6,600,000 円～ 9,999,999 円の方 \_\_\_\_\_



② 現在の勤め先へ就職した日が、平成30年1月1日以前の方

《源泉徴収票のでる方》

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 世田谷区世田谷4-21-27 けやま荘102	氏名 (フリガナ) セタカヤ ハナコ (役職名) 世田谷 花子	(受給者番号)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給料・賞与	2386998	1488800	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	養親族の控除額	障害者の控除額
有無			
※(摘要)	この金額が所得金額です。		

年間総収入	円 所得	円
-------	------	---

申請書の年収額欄

《源泉徴収票のでない方》

平成30年1月から平成30年12月までの税込支給額を合計し、申請書の「年間総収入」の欄に記入し、次に下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。

年間総収入額を所得金額になおす計算式

年間総収入額	計算式と所得金額
650,999円まで	所得金額は0円
651,000円から1,618,999円まで	年間総収入額 (      円) - 650,000円 = 所得金額 (      円)
1,619,000円から1,619,999円まで	所得金額は969,000円
1,620,000円から1,621,999円まで	所得金額は970,000円
1,622,000円から1,623,999円まで	所得金額は972,000円
1,624,000円から1,627,999円まで	所得金額は974,000円
1,628,000円から1,803,999円まで	端数整理後の額 (      円) × 0.6 = 所得金額 (      円)
1,804,000円から3,603,999円まで	端数整理後の額 (      円) × 0.7 - 180,000円 = 所得金額 (      円)
3,604,000円から6,599,999円まで	端数整理後の額 (      円) × 0.8 - 540,000円 = 所得金額 (      円)
6,600,000円から9,999,999円まで	年間総収入額 (      円) × 0.9 - 1,200,000円 = 所得金額 (      円)

申請書の年収額欄

年間総収入	円 所得	円
-------	------	---

前ページ上段で 計算結果を申請書の所得  
計算した年間総収入額 金額欄に記入します。

# ■ 事業等所得の方 (自営業・外交員等)

## ① 現在の仕事を始めた日が 平成 30 年 1 月 1 日以前の方

(1) 確定申告をしている方

### 平成 30 年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額	事業等①	1488800
	農業②	
	不動産③	
	利子④	
	配当⑤	
	給与⑥	
	雑⑦	
	総合課税・一時 の+[(+)×1/2]⑧	
	合計⑨	1488800

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
世田谷 一郎	子	12月	800,000
明・大 53.7.10			
氏名			
明・大			
氏名			
明・大			
③ 専従者給与(控除)額の合計額			800,000

申請書の年収額欄

年間 総収入	円	所得	円
-----------	---	----	---

この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

※ 妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得はそれぞれの専従者給与額を8～9ページの下段の計算式で所得に換算して、申請書の所得金額欄に記入してください。

(2) 確定申告をしていない方 平成 30 年 1 月から平成 30 年 12 月までの所得金額の合計となります。

## ② 現在の仕事を始めた日が 平成 30 年 1 月 2 日以降の方

○ 次の (1) (2) からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めた時からの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

(1) 現在の仕事を始めた日が平成 30 年 1 月 2 日から平成 30 年 6 月 1 日までの方  
〔平成 30 年 6 月から令和元年 5 月までの合計となります。〕

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が平成 30 年 6 月 2 日以降の方  
〔現在の仕事を始めた翌月から令和元年 5 月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを 12 倍します。〕

所得金額合計  
営業した月数

$$\times 12 = \text{推定所得金額}$$

※ 病気等により、1 か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

申請書の年収額欄

年間 総収入	円	所得	円
-----------	---	----	---

# 年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※平成30年1月から平成30年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」になおしてください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

## ① 平成29年12月以前から年金を受けている方

「平成30年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認されることを、おすすめします。

「源泉徴収票」の場合

平成30年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 氏名	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	***1,074,770円	
扶養親族等の数	障害者の数(本人以外)	社会保険料の金額(介護保険料額)
扶養親族の数 特定老人 老人 その他 特定 老人 その他	障害者の数 特定 老人 その他	
年金の種別	生年月日	

申請書の年収額欄

年間 総収入	円	所得	円
-----------	---	----	---

下段で計算した所得金額を記入してください。

## ② 平成30年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし下段で所得金額に換算してください。

### ◎年金収入を所得金額になおす計算式

※税制改正により、65歳以上の方の公的年金等控除額が変更になりました。(平成17年1月1日より適用)

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	計算式と所得金額
65歳以上 (昭和29年6月12日以前生まれ)	1,200,000円まで	所得金額は0円
	1,200,001円～3,299,999円	年金額の合計 (円) - 1,200,000円 = (円) 所得金額
	3,300,000円～4,099,999円	年金額の合計 (円) × 0.75 - 375,000円 = (円) 所得金額
65歳未満 (昭和29年6月13日以降生まれ)	700,000円まで	所得金額は0円
	700,001円～1,299,999円	年金額の合計 (円) - 700,000円 = (円) 所得金額
	1,300,000円～4,099,999円	年金額の合計 (円) × 0.75 - 375,000円 = (円) 所得金額

注) 年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、2段階にしてください。

例

年間 総収入	給与○○○円 年金○○○円	所得	○○○円 ○○○円
-----------	------------------	----	--------------

申請書の年収額欄

年間 総収入	円	所得	円
-----------	---	----	---

計算結果を申請書のこの欄に記入します。

# 特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

## ① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者、遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㉞老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	
㉟特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満の人	
㊱障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	㉟の特別障害者控除を受ける人は、㊱の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㊲特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	

## ② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人
㊳寡婦控除	27万円	申込者本人が、夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、または夫の生死が明らかでない女性で、次の1・2のいずれかにあてはまる女性 1 扶養親族または生計を一にする子（年間所得金額38万円以下であること）を有する女性 2 年間所得金額が500万円以下の女性（1の「扶養親族・子」のいない人もあてはまりますが、離婚した場合は除きます）
㊴寡夫控除	27万円	申込者本人が、妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、または妻の生死が明らかでない男性で、次にあてはまる男性 生計を一にする子（年間所得金額38万円以下であること）を有し、かつ、年間所得金額が500万円以下の男性

※表中の16歳以上23歳未満の人とは平成8年6月5日～平成15年6月12日生まれの人

※表中の65歳以上の人とは昭和29年6月12日以前生まれの人

※表中の70歳以上の人とは昭和24年6月12日以前生まれの人

## シルバーピア（高齢者集合住宅）とは

シルバーピアとは、高齢者の方が住み慣れた地域の中で、安心して生活できるように設計された高齢者集合住宅です。

- ① この住宅には、手すりや緊急通報システム装置など的高齢者に配慮した設備を設けるとともに、談話室などの入居者の利便施設も併設されています。
- ② 世田谷区が委託した社会福祉法人等の職員が生活協力員として入居者の安否の確認や緊急時の対応、日常生活の相談、関係機関への連絡、情報提供などを行います。一部の住宅は生活協力員が同じ住棟内に居住しています。ただし、生活協力員は入居者の日常的な介護は行いません。

## ■住宅の設備について

### 1. 給湯設備

ベランダ、廊下等に設置された給湯器から台所、浴室などに給湯できます。

### 2. ガス設備

- ①各居室又は台所にガスの配管がされていない住宅があります。
- ②この場合、台所はガスコンロ・ガス炊飯器等の使用はできません。  
電気コンロ（クッキングヒーター）・電気炊飯器を使用してください。

### 3. 部屋の暖房と設備について

- ①部屋の暖房は、居室等にガス配管があっても、火災予防のため、ガスストーブは使えません。石油ストーブも同じように火災予防のために使用禁止です。
- ②エアコン、電気コタツなど電気を使用する暖房器具を使用してください。

### 4. 駐車場について

- ①駐車場がない住宅があります。駐車場があっても、全戸分の台数は確保されていません。また、あきのない住宅もあります。  
自動車の所有者は団地外に駐車場を確保していただきます。
- ②直営住宅は、世田谷区との2年毎の契約更新がある契約になります。借上げ住宅はオーナーとの直接契約となります。

### 5. フロの設備について

全戸フロの設備はあります。「すのこ」その他用品は入居者が用意してください。

### 6. 部屋の照明設備について

玄関・フロ等、一部箇所には照明器具が備わっていますが、それ以外は入居者に用意していただきます。入居後の電球の取替えは、すべて入居者の負担です。

# 申請書の書き方 (太線内を書いてください。申請書の裏面も記入してください。)

**注意** 消せるボールペンでの記入は、不可。

## 《記入例》

### 区営住宅区立住宅使用申請書 令和元年6月 ポイント併用方式公募 (あき室入居者登録・高齢者単身向け住宅)

令和元年 6 月 日

世田谷区長あて

私は、区営住宅・区立住宅を使用したいので、申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、承認の上は、申請者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

受付番号	
------	--

この欄は記入しない

※太線内を必ず記入のこと。

※消せるボールペンでの記入は不可。

郵便番号	〒 154-0017	区内居住年数	15 年以上	自宅電話	03(5432)1111
現住所	世田谷区 世田谷 4-21-27-102 (方)				
フリガナ	セタガヤ ハナコ	生年月日	明大 19 年 4 月 9 日 (満 75 歳)		
氏名	世田谷 花子		所得	400,000円	
職業	年間収入	1,600,000円	連絡先電話	( )	
勤務先名 事業所名	厚生年金				

※重複申請、収入超過、記入漏れ、記入誤りなどがあると失格になります。

②外側にして折ってください(切りはなさないこと)

郵便はがき

必ず62円切手を貼ってください。	1540017
------------------	---------

住所	東京都世田谷区 世田谷4-21-27-102 様方
氏名	世田谷 花子 様

太線内を書いてください。

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3  
用賀薬局ビル2F  
㈱東急コミュニティー  
世田谷区営住宅等窓口センター  
☎03-6805-6523

### 申請書整理票

セタ

上の四角の中に氏名のフリガナの最初の二文字を書き入れてください。  
たとえば セタガヤ ハナコ なら セタ と書いてください。

フリガナ	セタガヤ ハナコ
氏名	世田谷 花子
住所	世田谷区 世田谷4-21-27-102 電話 (5432) 1111

太線内を書いてください。

受付番号	
------	--

この欄は記入しない

年金・恩給を受けている方は、その種類を記入してください。また、生活保護を受けている方は、生活保護受給中と記入してください。

62円切手の貼っていないものは審査結果の通知をしません。

①外側にして折ってください(切りはなさないこと)

③外側にして折ってください(切りはなさないこと)

注意

あなたが住宅に困っている事情を書いていただく欄です。書き方をよくお読みになった上で、記入してください。  
 ★書きもれ、はっきりしない書き方があるときは、不利な取扱いをうけることがありますのでご注意ください。  
 ★誤った記入があった場合、失格になることがあります。

※記入漏れがないか確認しましょう。記入の誤りがあると不利になる場合があります。

**住宅状況申告書** あなたの住まいについて、あてはまる項目の□にチェックする (例☑) そのほか、記入してもらった項目もあります。

現在住んでいる住宅の間取図

◎兄弟等と一緒に住んでいる人は、全部の間取りを書いてください

居室 6畳× / 室  
 4.5畳× / 室  
 畳× 室  
 食事室・台所 畳 (流しを含む)  
 台所 3畳 (流しを含む)

1間  
 1畳半間

1 今住んでいる住宅 (居室) の広さについて、○をつけてください。(2部屋以上ある場合は合計してください。) 9畳以上 8畳 6畳 6畳未満

2 ☑ 浴室が無い、または台所やトイレを他世帯と共同で使っている。または、今、2階以上に住んでいて、エレベーターが付いていない。

3 ☑ 建物が老朽化して、壁・天井の損傷、柱のかたむき、雨漏り、外壁の亀裂等がある。

4 □ 今住んでいる賃貸住宅は、周囲の老朽化した木造建物に隣接している。または建物の廊下や階段が狭く、火災や地震の時は危険な状態である。

5 □ 住宅は、鉄道の線路や駅・広い道路などに近接していて、電車や車の震動と騒音がある。

6 □ 日があたらないため、日中でも電灯をつけなければならない。

7 □ 今住んでる賃貸住宅を立ち退くように言われている。  
 < チェックをつけた方は、以下も記入してください。>  
 1. 立ち退き期限について記入してください。  
 ① 立ち退きの期限が平成\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日である。(日付を記入)  
 ② 期限は、まだ決まっていない。  
 2. 立ち退きの理由について、○をつけてください。  
 ① 公共事業 ② 老朽化による取り壊し ③ 住宅の売却  
 ④ その他 ( )  
 (④その他の場合は、立ち退かなければならない理由を記載してください)  
 3. 役所または住宅所有者等による証明書 (立ち退きの通知文) がある。  
 ① はい (二次審査までに証明書が受け取れる場合も含む) ② いいえ

8 □ 疾病等により、歩行が困難である。

※これは記入例ですので、あなたの住宅の事情にあわせて記入してください。

住宅の取り壊しなどにより賃貸人(オーナー)等から立ち退きの通知を受けている方が対象となります。なお、一次審査前に立ち退きの証明書(通知書)を確認しますので、必ず、証明書を受け取ってください。コピーを提出していただきます。

下記に該当する場合は、対象となりません。  
 ●自己都合または周囲のすすめにより家賃の安い住宅等へ転居を検討している場合  
 ●自家所有者の方  
 ●賃貸借契約期間終了による場合  
 ●家賃滞納など申込者に原因がある場合

※ここは記入しないでください。

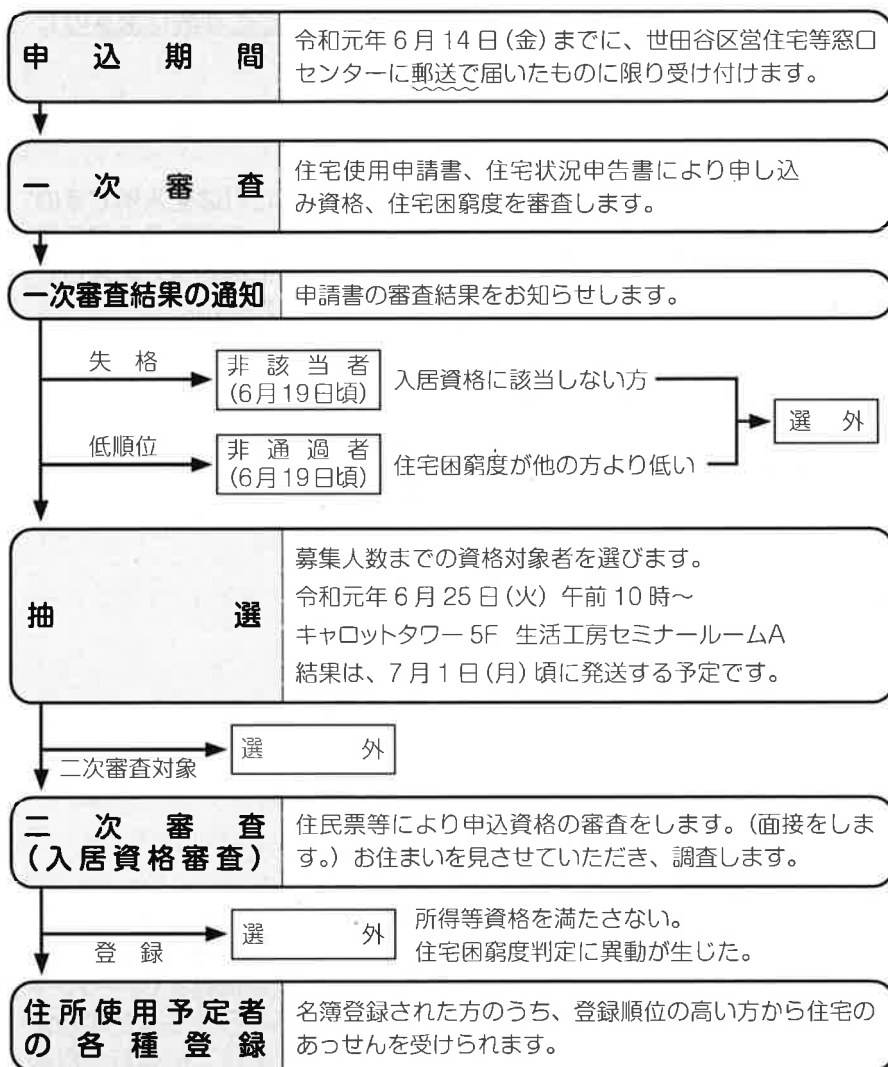
	1	2	3	4	5	6	7	8
A								
B								

確認

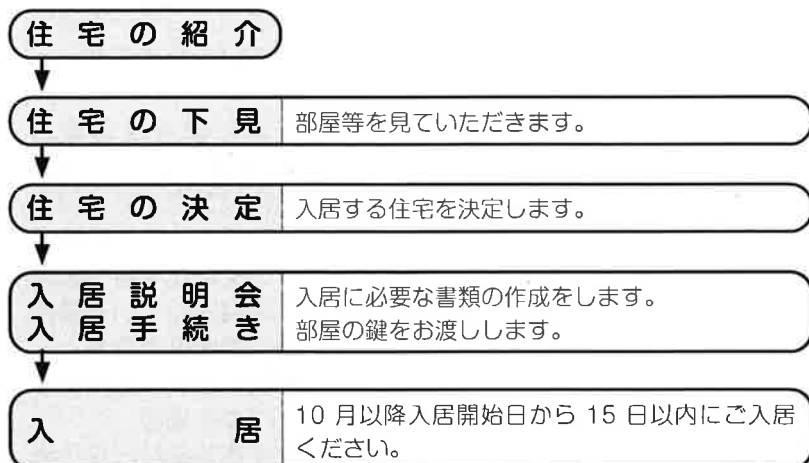
受付番号



## ■ 申込から使用予定者登録まで



## ■ 住宅のあっせんから入居まで



(株)東急コミュニティー  
世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097 世田谷区用賀 4-13-3  
用賀薬局ビル 2F  
電話 03(6805)6523

ホームページアドレス：  
<http://setagayakueijutaku.jp>



古紙配合率70%再生紙を使用しています